

## 第3章 建築物の耐震診断\*及び耐震改修\*の実施に関する目標

### 1. 基本方針

➤ 国は、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成32年で95%にすることを目標として掲げています。また、耐震化に関する基本的な考え方として、所有者等が自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが必要であり、国及び地方公共団体は、これをできる限り支援する観点から環境整備を中心に施策を強力に推進すべきとしています。

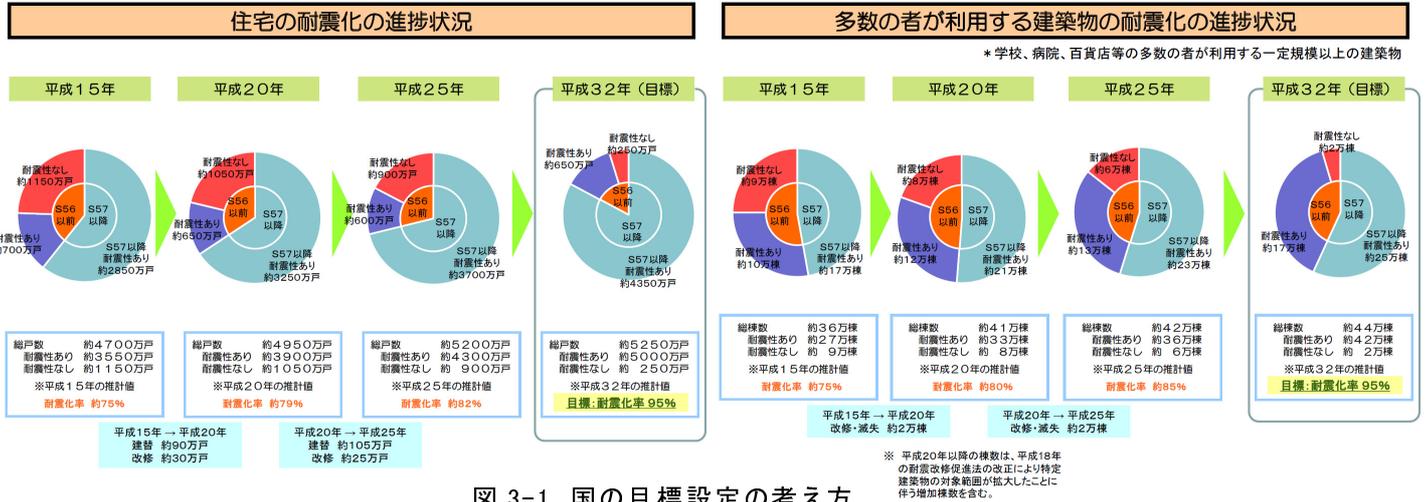


図 3-1 国の目標設定の考え方

➤ 本県は、国の目標や奈良県国土強靱化地域計画、奈良県住生活基本計画を踏まえ、住宅（戸建て住宅、共同住宅等）、多数の者が利用する民間建築物、県有建築物のそれぞれについて耐震化の現状を踏まえて目標を設定し、目標達成のための施策を展開します。

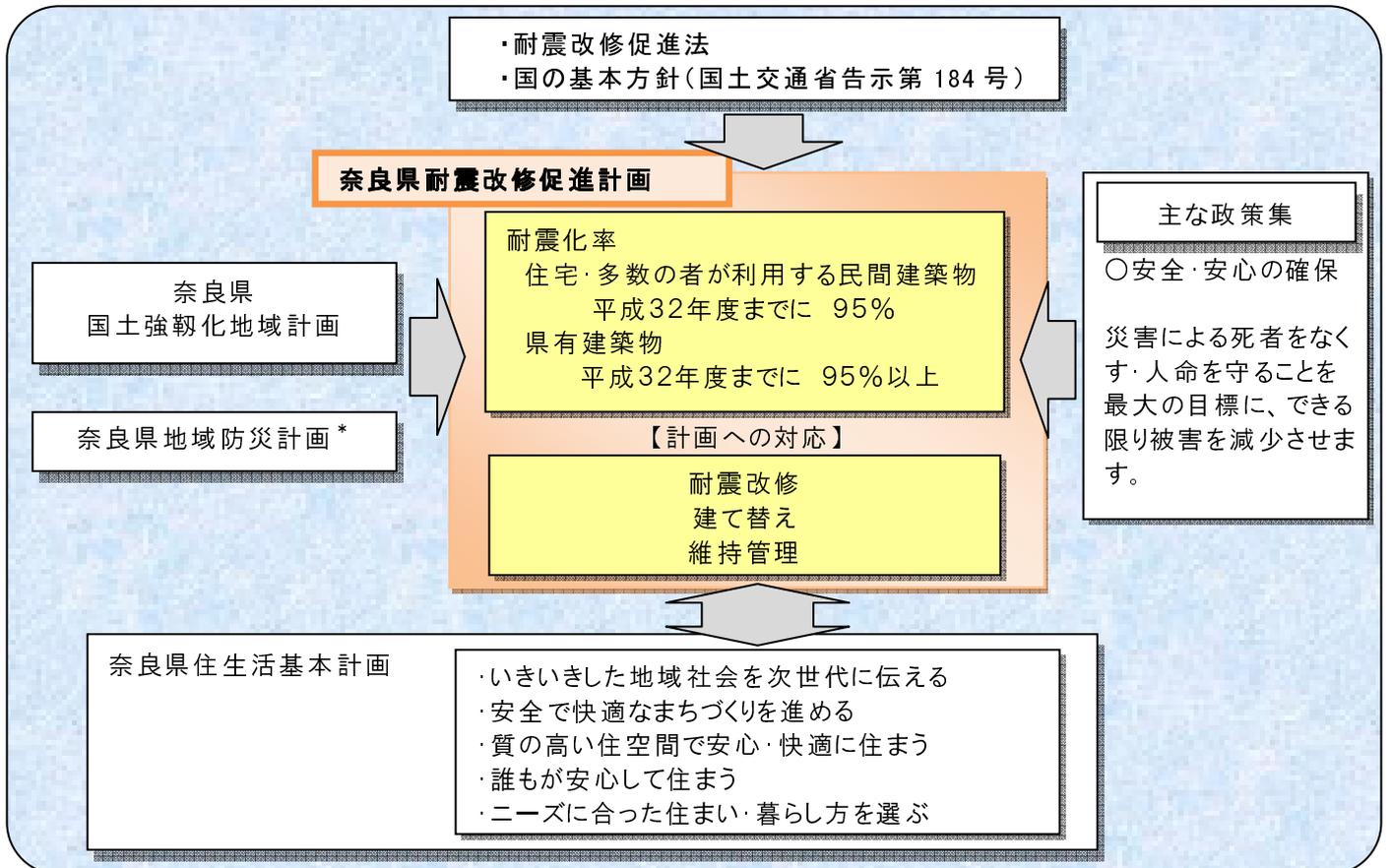


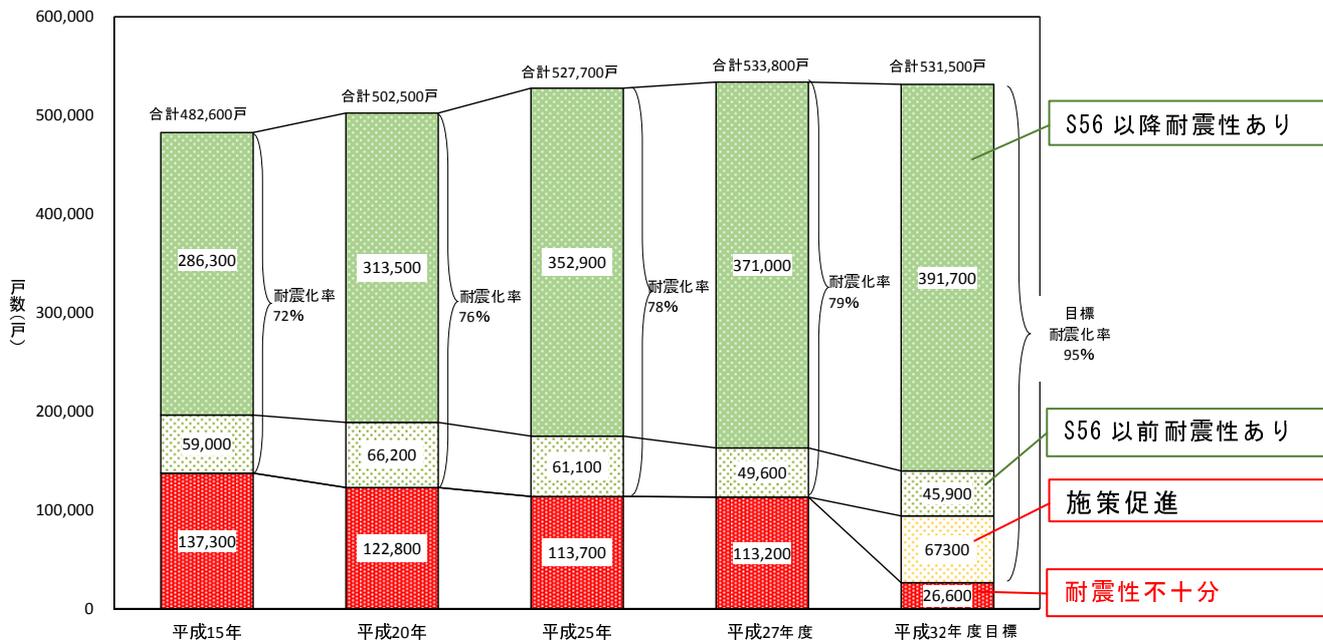
図 3-2 奈良県の考え方

## 2. 耐震化の目標

### (1) 住宅

**【住宅の目標耐震化率】 平成32年度までに95%を目指します。**

- 平成27年度の耐震化率は約79%で、耐震性が不十分と考えられるのは113,200戸と推計されます。
- この目標を達成するため様々な施策促進により、今後5年間で約67,300戸の耐震改修\*、建替え等の耐震化を行う必要があります。



データの出典：住宅・土地統計調査より推計

図 3-3 住宅の耐震化目標

- 平成14年3月末の都道府県によるアンケート調査によると、昭和55年以前の戸建て住宅のうち耐震性が不十分なものの割合が88%と共同住宅よりも高いことから、戸建て住宅の耐震化を促進することが重要です。
- 昭和55年以前に建築された戸建て住宅は築35年以上が経ち、今後、建替えが進むと考えられることから耐震改修に加えて建替えによる耐震化施策を推進することにより、住宅の耐震化目標の達成に努めます。

**(2) 多数の者が利用する民間建築物**

**【多数の者が利用する民間建築物の目標耐震化率】 平成32年度までに95%を目指します。**

- 地震による死者数及び経済被害額を減少させるためには、民間建築物のうち、大きな被害をもたらすおそれのある多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組む必要があります。
- 民間の病院・学校等の公共的な建築物は、防災対策上重要な拠点でもあることから、県等の所管行政庁\*は耐震化の促進に向け、それらの所有者に対し、積極的に指導、助言します。

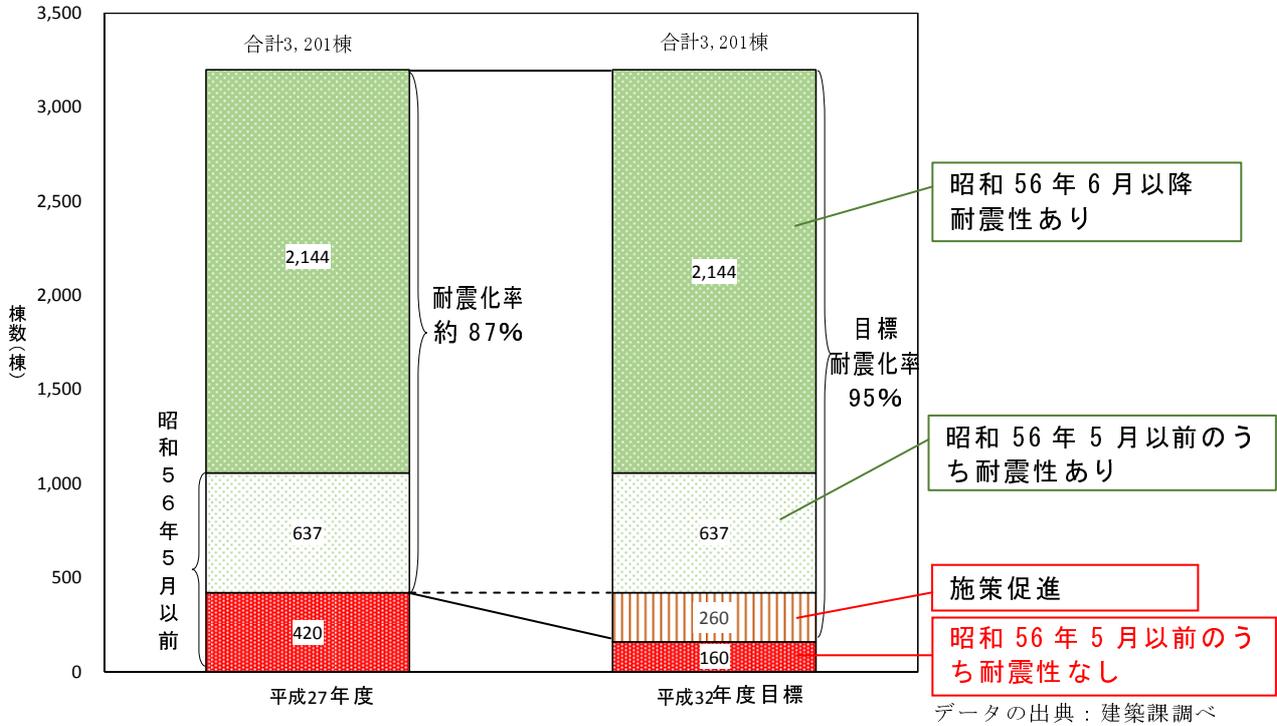


図 3-4 多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標

**(3) 公共建築物**

**a) 県有建築物**

**【県有建築物の目標耐震化率】 平成32年度までに95%以上を目指します。**

- 県有建築物の耐震化は、目標耐震化率の達成のため県有建築物の耐震改修プログラムにもとづき、計画的に取り組んでいます。
- 県有建築物の耐震改修プログラムは、各所管部局、所管課により、施設の将来計画（施設のあり方、事業継続計画\*）や耐震診断\*・耐震改修\*の優先性を勘案し、それぞれが受け持つ役割に応じた耐震性の確保を計画的に図るため策定しています。

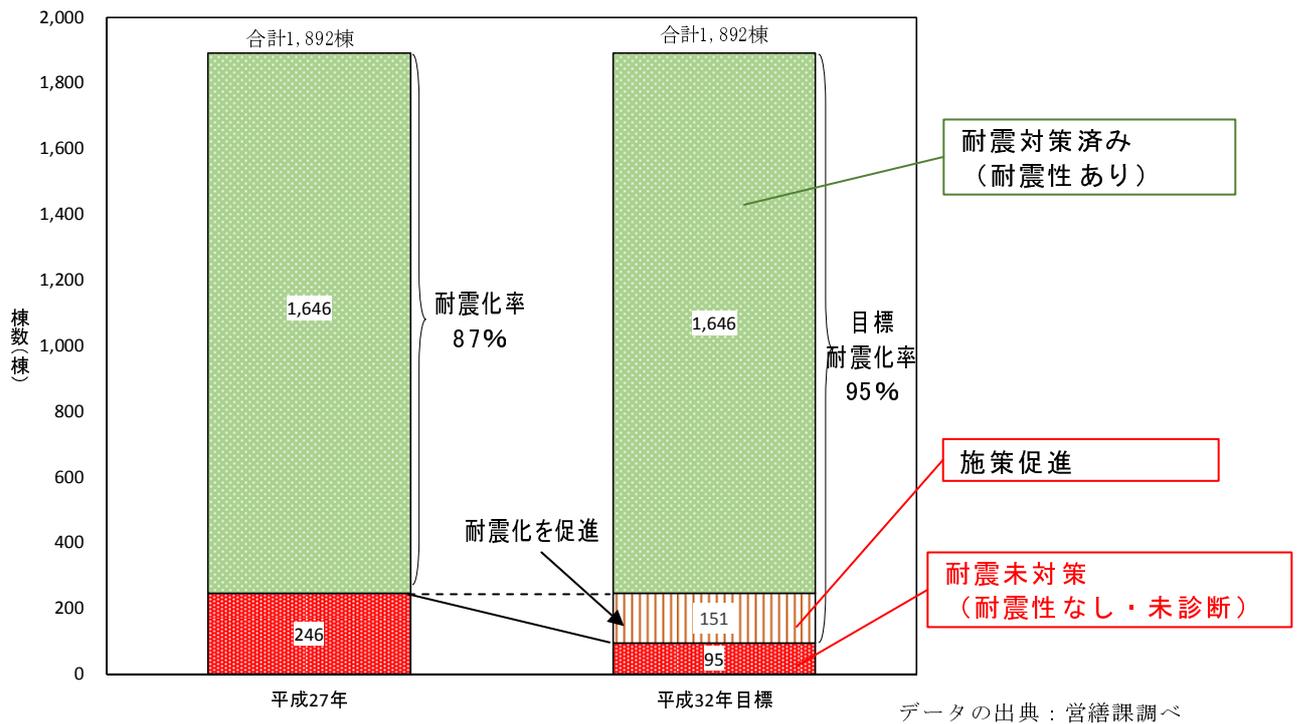


図 3-5 県有建築物の耐震化目標

**b) 市町村が所有する建築物**

- 市町村が所有する建築物の耐震化目標については、市町村が定める耐震改修促進計画の中で明らかにすることとします。

**3. 目標達成状況の検証**

- 耐震改修促進計画終了時に検証します。
- 目標達成状況の検証については以下の方法が考えられます。

●住宅の検証	: 平成30年住宅・土地統計調査*の結果に基づき検証
●県有建築物の検証	: 県有建築物の耐震改修プログラムに基づき所管部局において検証
●多数の者が利用する民間建築物の検証:	多数の者が利用する民間建築物台帳に基づき所有者に診断・改修状況の照会、定期報告、市町村の保有する情報等による検証

- 市町村が所有する建築物の検証については市町村耐震改修促進計画等に基づき検証することとします。